

ると人語りしも三十年ばかりにやなりぬらんと覺ゆ。

〔白河樂翁公傳〕公定信松平世子にて在せし間は、本多彈正大弼忠籌朝臣、同肥後守忠可朝臣、戸田采女正氏教朝臣、奥平大膳大夫昌勇朝臣、堀田豊前守正穀朝臣、松平山城守信享朝臣と交り、互に善を勧め過を糺し、或は和歌など詠じ樂しみ給ふ。此信享朝臣は放蕩の行ありて、家臣も服せざりしに、益友に交りたきとて、忠籌朝臣を紹介と頼み玉ふに、公強て絶べきにも非ず、併ながら重て風流にのみ僻し玉はゞ諫むべし、諫て聞れずば交を絶べしと約して交を結び、心術治國の事など専ら討論し、信享朝臣も親切なる様に見え給へば、公限りなく悦び玉ふに、信享朝臣蓄鳥を好珍奇の物を募り求めらるゝ、信享朝臣此頃國賛して、家臣手當も不行届なる時なり此事ふかくつゝまれけれども、公其實を知て再三異見し玉へば、却て陳じ申されし故に、公是非なく其次第を忠籌朝臣へ斷はり交を絶給ふ。去共其時までも交は是かぎりなれど、退て惡聲など出し候事は爲すまじ。此後も心を用ひ賢諸侯となり、國家の藩屏となり玉はゞよそながら嬉しかるべしと云遣り玉ひぬ。

〔守國公御傳記四〕世子○松平定永年十七ノ頃質問シ玉ヒシ時、筆トリテ答へ玉フ、心ノヒロクナルベキ事ヲ問ハセ玉ヒヌ、ステ人主ノ貴ブ所ハ、諫ニ從フノ一ツ也、過チナキヲ貴トセズ、過ヲアラタムルヲタフトシトス、朝夕言行アヤマチアラバ諫ナン、イサメナバ水ノヒキ、ニ流ル、如ク、ダモチニ用ヒナン、カレバイフモノタノシミ、猶コトヲ奉ル也、サアラバ言行缺ルコトナクナラナンカシ、カクイハゞアシカラシ、カクナサバ、イカゞアラムト、心ヲクルシメズ、アシクバ諫ムベシ、諫メナバ、用ヒナムトノミオモヒ玉へバ、心モヒロク、體モユタカニシテ、屋漏ニハヂザル所ニモ、ツヒニイタリツベシ。

〔守國公御傳記二〕公定信松平平居人ノ己ガ過失ヲ告ルコトナク、臣下ノ諫ヲ奉ラザルコトヲ深ク憂玉ヒ、廣ク直言極諫ノ路ヲ開ンコトヲ欲シ、安永八年亥正月、自ラ求言錄ヲ選著シテ、群下ニ示